

A14 加入が必要です。

【解説】

全ての法人事業所と常時5名以上の従業員を使用する個人事業所は健康保険と厚生年金の強制適用事業所になりますので、MS 法人を設立した場合には必ず加入しなければなりません。

また、役員を除いて常時雇用する従業員が1名以上いれば労働保険(労災保険と雇用保険)にも加入しなければならないことになっています。